

会津若松市公告第87号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するにあたり、入札参加者の公募を行うので公告する。

令和7年4月2日

会津若松市長 室井 照平

1	委託業務名	脱炭素先行地域事業支援業務委託
2	委託業務場所	別紙仕様書のとおり
3	業務の概要	本市は、令和5年度に環境省へ「脱炭素先行地域計画提案書」を提出し、「脱炭素先行地域」に選定され、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「交付金」という。）の交付を受けることとなった。当該提案書に基づく交付金を用いた取り組みを推進するため、令和7年度の以下の事業にかかる業務を委託する。 （詳細については、別添仕様書のとおり）
4	業務期間	契約締結の日から 令和8年2月27日（金）まで
5	予定価格	非公表 （契約締結後に公表）
6	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 入札参加申込締切日から入札時において、継続して会津若松市入札参加者資格者名簿に登録されていること。	
	② 登録内容	本市に一般委託業務登録業種（人的作業業務）の業種登録のある者
	③ 地域要件	市内業者、準市内業者、県内業者及び県外業者であること。
	④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	⑤ 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
7	⑥ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
	⑦	次のアからウまでに掲げる要件を全て満たすこと。 ア 国から脱炭素先行地域として選定された自治体において脱炭素先行地域に関する業務の履行実績があること。 イ 国、都道府県及び市町村が交付する補助金の審査に関する業務の履行実績、又は補助金の交付申請、実績報告及び受給実績があり、かつ別紙の「補助金関係規定等確認書」に記載のある法令等を理解していること。 ウ 本業務を遂行するに当たり、ア又はイに係る業務経歴が1年以上ある業務従事者を1名以上配置するとともに、効率的かつ効果的な業務の実施が可能な体制を整備し、適正に業務を執行できること。
7	入札参加の申込	
	① 提出書類	・公募型指名競争入札参加申込書 ・脱炭素先行地域事業支援業務委託提案書 （その他別紙のとおり）
	② 提出方法	必ず指定様式により、下記の提出先に郵送で提出すること。
	③ 郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
	④ 提出先	〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 会津若松市役所 環境共生課
	⑤ 入札参加申込期間	令和7年4月2日（水） から 令和7年5月1日（木）まで 上記の宛先に必着 質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。
8	⑥ 入札参加申込書等入手方法	会津若松市ホームページ https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp （市のトップページ＞事業者の方へ＞入札情報＞3. 公募（プロポーザル方式等）） からダウンロード 市役所窓口での配布は行わない。
	設計図書等	
	① 閲覧場所	会津若松市ホームページ https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp （市のトップページ＞事業者の方へ＞入札情報＞3. 公募（プロポーザル方式等））
	② 閲覧期間	入札参加申込期間内とする。

設計図書等に対する質問		
9	① 質問方法	本委託業務に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAXで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松市役所環境共生課 電話番号 0242-23-4700 FAX番号 0242-29-1618
	③ 質問期限	令和7年4月17日(木) 午後3時00分まで
	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日速やかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
指名業者の選定		
10	① 指名業者の選定方法	入札参加申請者の資格要件の確認及び指名業者の選定は、入札参加資格審査委員会において行う。
	② 結果通知日	令和7年5月7日(水)
	③ 指名通知等	入札参加資格要件を満たす者に対して公募型指名競争入札の指名通知をFAXで送付し、非指名業者には、指名されなかった理由を記した書面を送付する。
入札方法		
11	① 提出書類	入札書 及び 価格内訳書
		数量、単価等を明確にした価格内訳書(任意様式)を提出しなければならない。
	② 入札(開札)日時	令和7年5月16日 午後4時
	③ 入札(開札)場所	会津若松市役所環境共生課
12	入札回数	2回(2回の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。)
13	入札保証金	免除
14	入札の無効	① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
		② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③ 価格内訳書の添付のない入札は無効とする。また価格内訳書を確認した結果、積算に疑義が生じた場合には当該入札者に説明を求めるとともに、積算内容が、法令に違反することが明らかな場合には、当該入札を無効とすることができる。
		④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
15	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
16	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
		① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
		② 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。)
17	その他	① 止むを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。
		② 指名業者に選定した者の数が2に満たないときは、当該入札を中止する。
		③ 会津若松市入札心得及び会津若松市公募型指名競争入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。
		④ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。